

○美唄市総合教育会議設置要綱

(平成27年5月13日庁達第23号)

(設置)

第1条 市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市教育行政の重点的に講ずべき施策について協議及び調整を行い、同じ方向性のもと、連携して効果的に推進していくため、美唄市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第1項に規定するところによる。

(構成員)

第3条 会議は、市長、教育長及び教育委員をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対して協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 市長は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の通知及び公示)

第6条 市長は、会議の日時、場所、協議事項、その他必要な事項を定め、これを教育委員会に通知するとともに、市庁舎掲示板に公示しなければならない。

2 前項の通知及び公示は、会議の3日前までにこれを行わなければならない。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録)

第8条 市長は、会議終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第9条 会議の事務局を総務部総務課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。